

歴史公文書について

定義について

(1) 条例の規定

【公文書等の管理に関する条例】

(定義)

第2条第3項 この条例において「歴史公文書」とは、公文書のうち、歴史的に重要な資料として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。

(2) 規則の規定 (案)

ア 案1 《(5)を置く案》

【条例施行規則】

(条例第2条第3項の知事が規則で定める基準)

第〇〇条 条例第2条第3項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史的に重要な情報が記録されていること。

イ 案2 《(5)を置かない案》

《理由》

包括的な項目は、基準になじまない。

(なお、運用状況(廃棄に係る審議会意見の集積)に応じて基準の見直しを行う。)

■ 歴史公文書の定義（国・他県比較）

	国	滋賀県	高知県	三重県	熊本県
規定位置	法律(定義) ガイドライン(I~IV)	条例	条例	条例	規則
定義	法第2条第6項 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。	第2条第3項 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる情報が記録された公文書その他の文書をいう。	第2条第3項 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。	第2条第3項 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。	第6条 条例第2条第5項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。
組織等	【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書	(1) 県の機関および県設立地方独立行政法人の組織および機能ならびに政策の検討過程、決定、実施および実績に関する重要な情報	(1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書	(1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書	(1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
権利義務	【II】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書	(2) 県民の権利および義務に関する重要な情報	(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書	(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書	(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
環境	【III】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書	(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報	(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書	(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書	(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
歴史文化	【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書	(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報	(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書	(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書	(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
その他		(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史的に重要な情報	(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書	(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書	(5) 前各号に掲げるもののほか、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると知事が別に定めるものが記録されていること。